

韓国における性的少数者の 当事者組織形成過程に関する研究

—当事者としての活動家に着目して—

A study on the formation of self-help organizations
for sexual minorities in South Korea
- Focusing on the activists themselves -

柳 姫希 三本松 政之
YOO Junghee SANBONMATSU Masayuki

Abstract

Sexual minorities in South Korea are distressed mentally and pressured to act according to gender roles in public places due to prejudice and discrimination. They also have various living problems like economic hardship and a legal restrictions regarding homosexual partners by the family system. They face difficult livelihoods and they have yet to gain social recognition. This paper examines the parties (many of whom are sexual minorities themselves) who partake in the organization of activities to establish equal rights, as part of the broader research on the issue of recognition of the rights of sexual minorities in South Korean Society. If social rights are going to be established for sexual minorities, it is necessary to continue to educate society from the viewpoint of all parties.

Key words: Sexual Minority, South Korea, Self-help Organization

はじめに

韓国の性的少数者は偏見・差別によって精神的問題を抱え、就労の場ではジェンダー役割を強いられ、また家族制度による同性パートナーへの法的保障問題や経済的困窮など様々な生活課題を抱えており、いまだその生活課題に関わる困難についての人権認識に基づく課題の社会的共有は図られてはいない。むしろ性的少数者の人権の擁護への根強い反対がみられる。韓国ではいまだ性的少数者に対する社会的認識は厳しい状況にある。本稿はこのような認識に基づき、韓国社会における人権としての性的少数者の課題認識の共有化に関する研究の一環として、社会運動の担い手となる当事者組織の形成過程とその中で性的少数者が当事者（活動家）として位置づいていく過程について検討する。

韓国のハンギョレ新聞によると、韓国政府は、2015年4月末に国内初の性的少数者人権財団である「雨上がりの虹財団」の法人設立を不許可としたことを伝えている。同財団は2014年11月初めに法務部に法人設立申請をし、許可可否の決定が無かったため2015年3月に中央行政審判委員会に行政審判を請求した。その結果は「法務部は国家人権全般に関する政策を樹立・総括・調整しており、それと関連する人権擁護団体の法人設立許可を管掌している。貴団体は社会的少数者の人権増進を主な目的とする団体であって、法務部の法人設立許可対象団体とは性格が異なるため、法人設立を許可しない」と不許可の理由が明らかにされた。法務部関係者は「女性人権団体は女性家族部、障害者人権団体は福祉部というふうに、性的少数者財団も関連部処を通して法人設立すべきだ」と返答した⁽¹⁾。

同財団は、性的少数者が必要とする所に財政的支援を行うためには、寄付を受けるための団体が必要であることから、2014年10月に性的少数者の人権向上のために340人の創立メンバーと1億ウォンの創立資金を集めて設立された⁽²⁾。性的少数者団体には寄付を集め財政的支援をする余力がないことから財団という枠組みが考えられた⁽³⁾。同財団は、性的少数者に公益的次元の社会的セーフティネットとサービスを提供し、偏見のない寄付文化の広まりを通して、様々な人権の増進活動を支援することが設立の意図であり、また財団となることで官庁の監督を受け、予算執行の透明性と公正性を確保し、寄付の税制優遇を受けることも目的とされていた。同財団は、法務部への認可申請に先立ってソウル特別市、国家人権委員会に申請を試みたが管轄外とされていた⁽⁴⁾。

この事例を通して分かるように、性的少数者がその権利を確立するにあたっての社会的理解や社会的支援の必要性に対する社会的な合意形成に至るには、いまだ困難な状況にあるといえる。このような状況の中では、かれらの課題解決にあたっては、かれら自身が活動家として実践している社会運動が権利の確立という点において重要な役割を果たしている。本稿では前述のように韓国における権利獲得に向けての当事者団体の組織化の過程を把握し、運動の形成要因を探る。なお、本稿は2014年度立教大学学術推進特別重点資金個人研究およびコミュニティ福祉研究所学術研究推進資金院生研究に基づく成果の一部である。

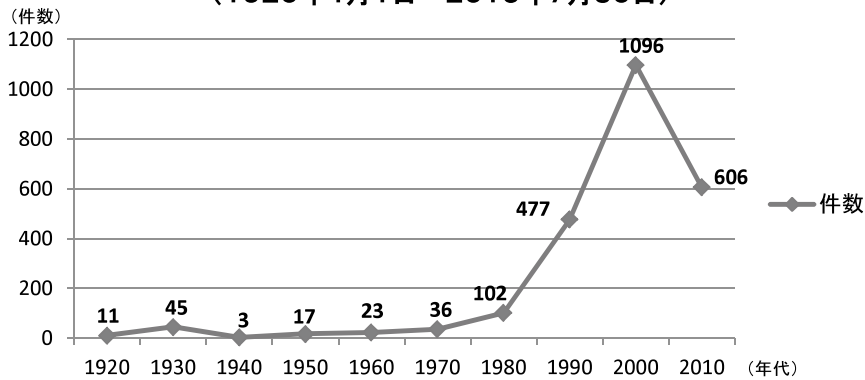
1. 性的少数者の社会運動の前身

2015年6月28日、韓国最大規模のクィアパレード(Queer parade)がソウル特別市市庁前のソウル広場で開かれた。クィアパレードは、クィア文化祭の中核イベントとしてクィアパレードが始まった2000年には参加者が約50人程度に過ぎなかったが、2015年には約30,000人となり600倍を上回る水準に到達した⁽⁵⁾。ソウル広場にはブースも設置されており、約100の団体、企業が参加し多様なプログラムなどが行われていた。アメリカ、フランス、ドイツを始めとする13カ国の大使館などによるブースも設置された。クィアパレードは一部のキリスト教団体の反対で何度も開催時間の変更があったが、無事にソウル広場を出発し、明洞近くの退溪路を経て、ソウル広場に戻ることができた。今年のパレードは予想よりもさらに多くの市民が参加したという記事も多数見られた。

このような性的少数者の活動の伸展の背景には性的少数者自身による社会運動の展開の歴史がある。韓国で最初に設立された性的少数者の団体は1993年に設立された「チョドンヘ」(성동회)である。韓国の性的少数者に関連する文献の多くがこの団体の設立を基点として韓国の性的少数者による運動の歴史を論じている。1990年以前にも性的少数者の活動はみられたが、その活動が記録としては残されてこなかったため、性的少数者団体としての記録が残されるようになった「チョドンヘ」の設立をもって多くの論文が性的少数者の社会運動の過程について論述している。

韓国の社会においていつから性的少数者に関連する言葉が使われるようになったのかについて、韓国の三大紙の一つであり、発行部数第2位の日刊新聞『東亜日報』のオンライン版を利用して検索を行った⁽⁶⁾。検索にあたっては東亜日報が創刊された1920年4月1日から2015年7月30日までに検索の期間を設定し、キーワードは「同性愛」、「レズビアン」、「ゲイ」、「性的少数者」、「性転換」、「トランスジェンダー」という言葉を用いて検索を行った。その結果、同紙において同性愛という言葉は1920年代には見られた。1920年代には4件の同性愛に関連する記事が検索されたが、4件全てが同性愛による自殺、殺害に関連する内容であった。1940年代には同性愛に関連する新聞記事はほとんどみられなかった。1950年代に入ってから初めて性転換という言葉が登場するようになるが、その内容は性転換を希望する人を「変態」または「精神異常者」として扱っていた。1970年代には海外の同性愛について紹介する事例が増え、ゲイが、また1980年代にレズビアンが見られるようになる。1980年代にはAIDSと同性愛の関連性と危険性を扱う記事が多く見られた。性的少数者による運動が本格的に始まった1990年代に入ると新聞記事の数は急増した。2000年代に性的少数者、トランスジェンダーが見られるようになっている。

新聞記事の検索結果：年度別 (1920年4月1日～2015年7月30日)



＜図1＞性的少数者に関する新聞記事の件数の推移

(注) このグラフの件数はキーワード6つを足して算出したものである。東亜日報 WEB版より作成

韓国社会の公の場で性的少数者に関連する問題が顕在化し始めたのは1990年代以降のことであるが、多くの人たちの関心を得るようになったのは2000年代に入ってからである。その背景にはクィア文化祭、同性愛者の芸能人であるホン・ソクチョン⁽⁷⁾とトランスジェンダーの芸能人であるハ・リス⁽⁸⁾によるカミングアウトがある。このような人たちがカミングアウトすることによって2000年代に入ってから同性愛者という言葉だけではなく、トランスジェンダーなどの言葉も記事で使われるようになった。また、差別禁止法の制定を要求するなどのように性的少数者の権利を求める記事も多く目立つようになった。

性的少数者への認識がもたれるようになる進展のスピードは遅いものではあったが、韓国の社会において性的少数者の抱える課題は少しずつ社会問題として認識されるようになってきた。このような認識の変化をもたらすようになった一つの要因に当事者による運動団体の組織化とその活動がある。

韓国社会における同性愛についての社会的認識が否定的だったことを考えると、当事者が自ら自分が同性愛者であるとカミングアウトして組織を結成することは非常に困難なことだったといえる。性的少数者の団体である「チョドンヘ」(초동회; 草同会「緑色は同色である」の意)が結成される前の当事者による活動については、活動家や新聞記事、雑誌、性的少数者団体が出した報告書などに頼ることになる。本稿では、1990年以前の当事者による活動については主にイソン・ヒールの「立っている人—劇場の人々」(1998)、「韓国性的少数者文化人権センター」の活動家ハン・チェユンの「韓国レズビアンコミュニティの歴史」(2011)、活動家イ・ヘソルが書いた「韓国レズビアン人権運動史」(1999)の内容を参考、援用して論じていく。

韓国で同性愛者による活動が見られるようになった時期を確定するのは難しいが、上述の資料によると1950年代から見られるようになる。日本による植民地支配からの解放以降のゲイの姿は

明洞の「ドンミョン劇場」で見られる。現在では鍾路、梨泰院などの地域にゲイたちが集まる場が存在するが、当時はゲイが集まるところは人目に付かないぐらいに暗い劇場であったとされる。その後も中区明洞の「ギョンドン劇場」、城東区往十里の「ゲァンム劇場」などが次々と登場したが、このような劇場は主に百貨店の周辺に位置していた。

なぜゲイの集まる劇場が1950年代から明洞で、さらに百貨店付近を中心に形成されたかについて、イソン・ヒルは、韓国経済の構造が1960年代末に輸出産業型に変わる前までは生活必需品をはじめとして商品のほとんどを外国から調達していたため、外国人商人たち（特に、同性愛者）の頻繁な来韓が百貨店を重点において行われたからだと述べている。1960年代にはソウル特別市中心部の中区乙支路には「アダム」というゲイ・バーをはじめ、多くのゲイ・バーが登場し始めた。ゲイの人権運動団体である「チングサイ」(친구사이; 友達同士) (2011) はこのようなゲイ・バーの存在が後に「チョドンヘ」と「チングサイ」の人権運動の種になったと評価している。

1970年代に入ると、ゲイ以外にもレズビアンらの活動も見え始める。韓国最初のレズビアンによる団体は1970年代に結成された女子タクシー運転士の会である「ヨウンヘ」(여운회; 女運会) である⁽⁹⁾。レズビアンの団体であるにもかかわらず組織名を「ヨウンヘ」とした理由は、外部の視線を恐れ、一方で、外部からは分からないようにし(イ・ヘソル、1999)、他方では「ヨウンヘ」を単なる親睦のための場ではなく、社会的な目的をもった団体としての承認を得るための試みでもあった。「ヨウンヘ」は性転換手術をした後の住民登録変更などの自分たちの存在を合法化させるための活動も行っていた。また、「ヨウンヘ」は会員の誕生日や結婚、還暦、葬式なども助け合いながら家族愛を重視していた。「ヨウンヘ」は会員が1,000人を超えるほどの大規模な組織として10年ほど活動を続けたが、会員たちが高齢化し活動が活発でなくなったり、会長選出の時の会員同士の意見の違いなどによって解体された(ハン、2011)。

この他にも明洞には1974年にできた「シャネル」という女性専用の喫茶店があった。当時の記録については「レズビアン権利研究所」(레즈비안권리연구소) が出している『50代レズビアン、チュ・ジョンファンの話』(2006) で知ることができる。これは「レズビアン権利研究所」の研究活動家であるバクキム・スジンが当時を生きてきた50代のレズビアン、チュ・ミョンファンに2003年から2004年にわたりインタビューを行い、その話を基に作成したものである⁽¹⁰⁾。「シャネル」は女性専用であるだけに、レズビアンたちが楽に出入りでき、レズビアンたちのアジトであったという。しかし、客が大麻を吸ったことで摘発され、1976年に廃業した。

1970年代には明洞に続き、やはりソウル特別市の中心部に近く旧市街の中心地であり、繁華街である鍾路区の鍾路周辺にもゲイ・バー街が形成され始めた。1980年代に入ると、ゲイ・バーは中区の新堂洞や忠武路、龍山区の梨泰院地域にも形成されるようになった。

イ・ヘソル(1999)によると1980年代の梨泰院のゲイ・バーを通してゲイ・コミュニティと交流したレズビアンたちがいたという。イ・ヘソルは梨泰院のレズビアン・コミュニティについて「経済的自立と再生産を含む共同体的な家族主義をめざした『ヨウンヘ』とは違って、梨泰院のレズビアン・コミュニティは消費文化に染まり、共同体を求める情熱や努力の痕跡は見当たらず

ない。単に個別の人びとが集まって散ってゆく姿を見せていた—中略—自分の否定的なアイデンティティに対する悩みを打ち明け、共同体的に問題を解決していこうとする努力よりも、現実には安住し順応しながら、梨泰院コミュニティの文化を楽しむことに終わったもの」と解釈している。

以上にみたように性的少数者の組織は韓国最初の性的少数者人権団体として知られている「チョドンヘ」ができる以前からも存在はしていたが、その組織は主に親睦中心だったため、長く続かず、単発的な集まりに止まっていた。

II. 性的少数者による組織化と社会運動の始まり

韓国社会において性的少数者の抱える問題が社会問題として可視化され始めたのは、当事者による活動が組織化され、団体が結成されるようになった1990年以降である。前述の新聞記事検索の結果からも分かるように、1980年代には同性愛者をAIDSの感染源だとする認識が蔓延していた。韓国人にとっては、ゲイやレズビアンを含めて、退廃した西洋の出来事であるとして認識され、ゲイやレズビアンに対しての蔑視が存在していた。そのため、同性愛者らは団体活動はいうまでもなく自分の存在を隠したまま生きるほかなかった。「チョドンヘ」が設立される以前に1991年11月にできた「サフオー」(사포; Sappho)という同性愛者の組織があった。この組織を設立したトニーは米軍のために働いていたアフリカ系アメリカ人のレズビアンで、U.S.O. (United service Organizations: 在韓米軍兵士の福祉と余暇サービスなどの情報提供のための非営利組織)、「コリアンタイム」(The Korea Times)と「コリアンヘラルド」(The Korea Herald)のような英字新聞を通してこの集まりについて広報し、その広報をみて韓国人3人を含む8人が参加した(イ・ヘソル1999、Kim & Cho 2011)。「サフオー」を通してお互いの存在を知ようになった韓国人ゲイ3人とレズビアン3人が1993年に結成した団体が「チョドンヘ」である。「サフオー」は韓国の社会の中でできた初の公式的な同性愛者の組織ではあったが、その会の設立者もアメリカ人であり、中心になって活動した人間も外国人であったため、最初の韓国人による性的少数者団体とは言い難い。

韓国は1961年から1987年6月の民主抗争が起こる前まで軍事政権下にあった。しかし、民主抗争後、大統領の直接選挙制が実施され、1993年2月25日、軍人ではなく一般人であるキム・ヨンサム(金泳三)が第14代の大統領に選ばれた。このような社会政治的な変化に伴い、性的少数者の領域においても大きな変化が見られた。1991年には民間放送のSBSで初めて同性愛をテーマとしたドキュメンタリーが放送された。このドキュメンタリーは放送後、韓国社会の中に大きな反響を呼び起こしたが、今まで見えていなかった性的少数者の存在を知らせるのには一助となった。

1990年代に入ってからは「チョドンヘ」をはじめ、主要大学でも性的少数者に対する認識が形成されるようになり、性的少数者による活動が目立つようになってきた。「チョドンヘ」は同性愛者に対する認識を正すため、季刊誌である『大学同性愛者情報誌』を制作して鐘路一帯のゲイ・バーと劇場に配布する活動をしたが、設立から2ヵ月後に解体した(ナム・グンソン、2008)。その理由について、韓国女性性的少数者人権運動組織「キリキリ」(끼리끼리, 2004)は、当初団

体を設立した時の目的とは違って、ゲイたちはエイズの予防に、またレズビアンたちは女性でありながら同性愛者でもあるという家父長制イデオロギーとの二重の抑圧の問題に関心を持っており、また、活動資金のほとんどはゲイ・バーを通して募金されたため「チョドンヘ」の活動の中でレズビアンに関連する事業は排除された。さらに、ゲイらの家父長的な態度によりレズビアンらは独自組織の必要性を感じ、解体することになったと述べている。「チョドンヘ」が解体され、ゲイたちは1994年2月に「チングサイ」(친구사이)を結成し、レズビアンたちは1994年11月に「キリキリ」という組織を結成した。「チングサイ」の場合、すでに新堂洞や梨泰院などの地域にゲイ・コミュニティが形成されていたため、すぐ組織を立ちあげることができたが、レズビアンたちは組織を作る基盤や文化的な土台が醸成されていなかったため、「キリキリ」が組織を立ちあげるまでに1年という時間を要した(キリキリ、2004)。

その翌年である1995年には韓国初の大学組織である延世大学の「カムトゥギャザー」(김투게더; Come Together)が結成され、続いてソウル大学の「マウム001」(마음001; 心001)、高麗大学の「サラムグァサラム」(사람과사람; 人と人)などの性的少数者団体が設立されるようになった。大学生たちによる活動は、民主化運動において主導的な役割を果たし、キャンパスでの活動は性的少数者の社会運動のはずみとなった。1995年6月には「チングサイ」、「キリキリ」、「カムトゥギャザー」、「マウム001」の4団体が連合して「韓国同性愛者人権運動協議会」(한국동성애자인권운동협의회)を結成した。「韓国同性愛者人権運動協議会」は1995年6月26日ソウル麻浦区のあるビルで記者会見を開き、同性愛は異常な現象ではなく、異性との恋愛と同じ独自の愛と性の制度であると主張して同性愛者に対する社会の非難の中止と同性愛の人権運動に対する社会的支援体制の整備、同性愛に対する民主的な教育機会の提供などを要求した⁽¹¹⁾。また、「消息誌」(ニューズレター)の発刊、セミナーや親睦などの内部の活動と集会、記者会見などの活動を行った(チングサイ、2011)。この組織は今までの同性愛者組織とは違って、開放的な広報と共に放送などにも出演した(ナム・グンソン、2008)。実際1995年、KBSの朝の番組にイ・ジョンウとソ・ドンジンが出演し「もう一つの愛、同性愛」をテーマに議論した。1996年には、SBS「ソン・ジナの取材ファイル」でレズビアンが姿を現した。チョン・ヘソン(チョドンヘのメンバーであり、キリキリの初代会長)、イ・ヘソル、パク・ハヌイ、オン・ダルセム、ジャン・ミンア、チョン・ヌリ、オ・ヒョンジュ、ファン・ウィスク、イ・セヨンが当時マスコミを通してカミングアウトした(キリキリ、2004)。これらのカミングアウトをみて今まで自分の存在を隠してきたレズビアンたちが自分たちの性的アイデンティティについて矜持を持つようになり、発足当時5人だった「キリキリ」の会員数は、2年後には200人にまで増えた(キリキリ、2004)。1996年にソウル大学、延世大学、高麗大学の連合会である「大学同性愛者人権運動協議会」が公式に発足した。同性愛者キリスト教徒の集まりである「ロテムナムグヌル」(로템나무그늘; 로템木陰)も同じ年に発足した。また、労働法や安全企画部に反対する労働者連帯闘争にも参加したり、クィア映画祭開催の白紙化に抗議する「同性愛弾圧反対と表現の自由のための署名運動」を全国的に展開する活動も行った(ソ・ドンジン、2005)。

その後、性的少数者団体は1997年6月28日、ソウル、パゴダ公園で中学・高校教科書における同性愛者に対する差別用語の改訂を要求する集会を開いた。集会には女性同性愛者人権運動団体「キリキリ」、男性同性愛者人権運動団体「チングサイ」、PC通信ハイテル（HITEL）、同性愛者団体「トゥハナウサラン」（또하나의사랑；もう一つの愛）、大邱・慶尚北道地域の同性愛者団体「デギョンヘ」（대경회；大慶会）、光州・全羅南道地域の同性愛者団体「ビッドンイン」（빛동인；光同人）、ソウル大学の同性愛者団体「マウム003」（마음003；心003）、延世大学の同性愛者団体「カムトゥギャザー」、ソウル市立大学の同性愛者団体「レスボス」（리스보스）が参加した（ナム・グンソン、2008）。

イ・ビョンリョン（2010）は1990年代以降の性的少数者による活動は今までの性的少数者の活動とは異なり知的かつ、文化的で、エリート的な性格を帯びていると評価している。また1990年代には民主化の影響で、韓国社会では人権をめぐる言説の場が形成され、性的少数者の問題も個人の問題ではなく社会の問題として認識されるようになった（ナム・グンソン、2008）。

Ⅲ. 性的少数者の文化の共有とメディア

1997年にはオフライン活動に加えて韓国初の同性愛者インターネットサイトであるエクズボン（<http://exzone.com>）が設立された。このサイトは同性愛者の生活に関連する情報などを共有した。1998年には『BUDDY』という韓国初のゲイとレズビアン専門雑誌が活動家ハン・チュエンによって創刊された。この雑誌は同性愛者に関する情報提供以外にも歪曲された同性愛者のイメージを正すための機能も果たした。正式に出版されて全国の書店で販売することになるが、財政的な問題で5年後には廃刊されている（なお、現在はオンラインで利用されている）。それ以前にもゲイを対象にした雑誌である『ポリッザル』（보릿자루；麦袋）とレズビアンを対象にした『ニアカ』（니아카；リヤカー）という雑誌があった⁽¹²⁾。しかし、これらの雑誌は正式に出版されたものではなかったため、購読する人は主に性的少数者に限定されていた。

1998年6月27日には23の同性愛者団体の協議体である「韓国同性愛者団体協議会」の発足式が宗廟で開かれた。同年に第1回ソウル・ティア映画祭が開かれた。この映画祭は1997年度に開催される予定であったが、上映予定作が映像物等級委員会（現：公演倫理委員会）の審議を経ていないなどの問題もあり失敗に終わった。この映画祭が開かれるようになった理由は、映画祭が失敗に終わった1年前と比べて日本文化開放などがあり、また主催者側も映画祭の中身よりは開催自体に焦点を当てていたからである（ナム・グンソン、2008）。

「同性愛者人権連帯」は1999年7月29日、高校の教科書で同性愛を不健全な性文化、エイズの原因などであると歪曲して説明していると教育部に教科書の修正を要求する申請書を提出した。問題になった倫理の教科書には「エイズ、同性恋愛、売春、性的暴行、麻薬、ポルノビデオ、低質な漫画などが増えることによって性道徳の乱れが社会問題化されている」と記述されていた。また、教練の教科書には、「同性間の愛や性行為はエイズなど、様々な副作用を起こすため、健全な性意識と役割を持つことが重要だ」と記述されていた⁽¹³⁾。

性的少数者の人権問題に関する議論が本格的に始まったのは2000年代に入ってからである。2000年はクィア文化祭が開かれた年であり、芸能人ホン・ソクチョンがカミングアウトした年でもある。2001年には、ハ・リスが「男性も化粧すれば女性より綺麗になる」というコンセプトのCMを通してトランスジェンダーであることをカミングアウトした。ホン・ソクチョンはカミングアウト後、出演していた番組から降板させられるが、このことをきっかけに「同性愛者人権連帯」の会員、人権運動「サランバン」(사랑방; 愛の部屋)、その他にも個人的に性的少数者たちが集まって「ホン・ソクチョンカミングアウトを支持する会」を結成し、彼の番組からの降板に反対する運動を行った(チングサイ、2011)。

IV. 性的少数者の社会運動と人権擁護の施策化

2001年に国家人権委員会法が制定され、性的指向を理由とする差別が禁止された。国家人権委員会法は韓国で性的少数者の保護を規定する唯一の法であり、国家機関では2005年に初めて性的少数者の基礎人権現況に関する調査(「国家人権政策基本計画樹立のための性的少数者の人権の基礎現況調査」)を行った。この調査では、韓国の性的少数者が経験する人権侵害や差別実態を各領域別、分野別に検討し、差別改善および人権保障の方案について模索することを目的とした(国家人権委員会、2005)。人権侵害としては主に法律や制度上の差別、家族構成権、教育権、労働権、マスコミと放送での差別、メディア審議規定上の差別、刑事手続き上での差別、軍服務上の差別、設備・施設の利用などでの差別、サービスの利用などでの差別、相談機関や医療機関での差別をあげている。

地方自治体レベルでも性的少数者の人権に関連する条例が制定されるようになり、いくつかの地域で条例が制定されたり、制定に向けての動きが見られる。ソウル特別市に隣接し首都圏をなす京畿道では2010年10月に「京畿道学生人権条例」が制定された。この条例では、第5条(差別をされない権利)第1項で「学生は性別、宗教、年齢、社会的身分、出身地域、出身国家、出身民族、言語、障害、容姿など身体条件、妊娠または出産、家族形態または家族状況、人種、肌の色、思想または政治的意見、性的指向、病歴、懲戒、成績などを理由に正当な事由なしに差別をされない権利を持つ」と規定されている。また2011年10月に制定された「光州広域市学生人権保障および増進に関する条例」でも第20条(差別されない権利)で「学生は性別、宗教、民族、言語、年齢、性的指向、身体条件、経済状況、成績などを理由に差別されずに平等な待遇と学びを得る権利を有する」と性的指向を理由とする差別禁止が明示されている。

2012年1月に制定された「ソウル学生人権条例」は、第5条第1項(差別されない権利)で「学生は性別、宗教、年齢、社会的身分、出身地域、出身国家、出身民族、言語、障害、容姿など身体条件、妊娠または出産、家族形態または家族状況、人種、経済的地位、肌の色、思想または政治的意見、性的指向、性別アイデンティティ、病歴、懲戒、成績などを理由に差別をされない権利を持つ」と明示している。この条例で初めて性別アイデンティティが差別禁止事由として挙げられるようになった(SOGI法政策研究会、2013)。ソウル市教育庁による2012年の「ソウル特別

市学生人権条例」の解説書では「性的指向とは、特定の性別の相手に性的、感情的関心を持っている状態（方向性）をいう。異性、同性、両性、無性など性的指向に基づいて性的主体性が確立された状態を『性アイデンティティ』（sexual identity）という。一方、『性別アイデンティティ』（gender identity）とは、もって生まれた生物学的性が何でも自分を女性や男性と認識している状態をいう。生物学的には、男性に生まれた自分自身を女性として認識することもあるからである。差別禁止条項では、性的指向や性別アイデンティティを理由とした恣意的もしくは不当な差別から学生が保護されることが出来る根拠規定を設けた」と解説している。また第14条（個人情報保護される権利）第1項には「学生は家族、交友関係、成績、病歴、懲戒記録、教育費未納事実、相談記録、性的指向等の個人情報について保護される権利を持つ」と規定されている。2012年9月に制定された「ソウル特別市人権基本条例」では、性的指向、性別アイデンティティという用語は入っていないが、第6条に憲法と国家人権委員会法などの関係法令で禁止する差別を受けないと明示することで、性的指向による差別を禁止している。その他にも「ソウル特別市子ども・青少年人権条例」（2012.11制定）、「全羅北道学生人権条例」（2013.7制定）などが制定されている。

基礎自治体レベルとしては初めて京畿道光明市で「光明市市民人権条例」が制定され、性的指向を理由とする差別を禁止している。光明市は首都圏で初めて市民の人権条例を制定し、また基礎自治体としては初めて人権センターを設置・運営している地域である⁽¹⁴⁾。2013年8月に制定された京畿道果川市の「果川市性平等基本条例」では、第16条（性的少数者の人権）で「市長は性的少数者の平等な人権を保障することに必要な措置を取らなければならない」と明記している。

以上に述べてきたことをみると1990年代に比べて制度的には大きな進展がみられたように思われるが、これらは一部の良好な例に過ぎない。江原道では2013年に学生人権条例制定のための努力が試みられたが、条項の中に性的指向が入っているという理由で一部の保守宗教団体に反発され、制定が見送られた⁽¹⁵⁾。また最近、再び江原道教育庁が「江原道学生人権条例」制定を推進しているが、「江原学校人権条例を阻止するための汎道民協議会」、「江原教育愛父兄連合」など道内の教育団体22団体がこれに反発している⁽¹⁶⁾。

差別禁止法の制定に関連する試みは2007年、ノ・ムヒョン（盧武鉉）政権の末期に法務部により社会的弱者と少数者に対する差別を禁止する趣旨で始まった。しかし、法案に同性愛およびバイセクシュアルを認めるという内容が含まれていたため、宗教界の反発により法案の可決が白紙化された。「議会宣教連合」（常任代表キム・ヨンジン前農林部長官）、「世界聖市化運動（Holy City Movement）本部」（共同総裁キム・インジュン牧師、チョン・ヨンテ長老）、「国家朝食祈祷会」（会長、キム・ミョンギョ長老）、「韓国キリスト教公共政策協議会」（総裁キム・サムファン牧師）が参加した「韓国教会同性愛・同性婚立法阻止緊急対策委員会」は2013年12月に、ソウル汝矣島（ヨイド）の国会正論館で記者会見を開き、同性愛合法化差別禁止法案に反対する声明書を発表した。同委員会は、この法案が可決されれば、同性愛に反対する講義や説教をした場合、損害賠償責任、国家人権委員会からの是正命令と履行強制金を賦課されるなどの処罰を受けることになると主張し、差別禁止法案がむしろ宗教と表現の自由を侵害する恐れがあると指摘した。

また、韓国の教会は同性愛者を差別しないが、同性愛と同性婚は創造秩序に逆らう非倫理的な行為であるだけでなく、男女の結合による家庭を保護している韓国の憲法と民法、刑法の秩序にも真っ向から反する法案であるに違いないと指摘した⁽¹⁷⁾。

この反対をきっかけに2007年11月5日に性的少数者差別反対「ムジゲヘンドン」(무지개행동; 虹行動)という人権団体の連合体が結成された。主に同団体は「同性愛者人権連帯」、「民主労働党性少数者委員会」、性的少数者文化環境のための会「ヨンブンホンチマ」(연분홍치마; うすピンク色のスカート)、「オンニネットワーク」(언니네트워크; 姉ネットワーク)、「ワンジョンビョンテ」(완전번태; 完全変態)、梨花レズビアン人権運動会「ビョンテハヌルナルダ」(번태하늘을날다; 変態空を飛ぶ)、「進歩新党性政治委員会」、韓国ゲイ人権運動団体「チングサイ」、「韓国レズビアン相談所」、「韓国性的少数者文化人権センター」、個人活動家などが参加している。2000年代にできた団体には「韓国性的文化人権センター」、「性的指向・性別アイデンティティ(SOGI)法政策研究会」、大学性的少数者団体の連合体である「キューブ」(큐브; QUV: Queer university)がある。

V. 性的少数者をめぐる近年の動向

「韓国性的少数者文化人権センター」は、先述した韓国最初の雑誌『BUDDY』を作ったメンバーらが中心になって設立した団体である。この団体は、韓国社会に根付いている異性愛主義を破ってホモフォビアに対抗することを目標にしている。同団体が主に力を入れている活動は青少年に関連する事業である。2002年以降、一部の学校でイバン(이반; 二般、異般⁽¹⁸⁾)検閲が行われた。同性愛者あるいは同性愛者と疑われる服装や髪型をした学生たちが教員に呼び出され、注意を受けた。2002年当時、メディアでは10代の同性愛者について一時的な感情または流行のような扱いをした(ホリック、2010)。このような10代の青少年たちのために行われたのがレインボーブリッジ(Rainbow Bridge)とクィア・ベンプロジェクト⁽¹⁹⁾である。このプロジェクトは2007年(ソウル市ヌルプルン(늘푸른; いつも青い)女性支援センター)の支援を受け、性アイデンティティを理由に家出をする10代女性イバンの家出の予防のために実態調査を行った。このセンターでは10代の活動家を募集し、2007年クィアベンプロジェクトを始めたとき、10代の当事者を事業の対象としてではなく、事業の主体として位置づけた(ホリック、2010)。もう一つのプロジェクトはクィア・アーカイブを作ることである。2009年に「美しい財団」の支援を受け、韓国の性的少数者に関連する国内外の歴史、文化、社会的な記録物を収集、保管する作業を行っている。

「性的指向・性別アイデンティティ(SOGI)法政策研究会」は2011年8月、活動家、弁護士、研究者が中心になって設立した研究会である。主に性的指向、性別アイデンティティに関わる人権擁護および差別是正のための法制度・政策分析や政策提案などを行っている。2014年には「韓国LGBTI人権現況2013」を出し、韓国社会の中で発生している性的指向および性別アイデンティティにまつわる人権問題について具体的な事例を挙げながら領域別に整理している。例えば、軍隊の中での差別問題、差別禁止法に関わる問題、同性愛者であることが理由で入場を禁止された

問題、トランスジェンダーの性別変更に関連する問題、トランスジェンダーの国民健康保険の加入と給付問題、同性結婚に関わる問題などがあげられている。

また、同団体は韓国ゲイ人権運動団体「チングサイ」から委託を受けて韓国LGBTIコミュニティの社会的欲求調査を行った。この調査は一切の外部の寄金や政府の支援なしに「チングサイ」会員らと性的少数者のコミュニティの募金で行われた。アンケート調査では有効回答数3,156人（オフラインアンケート36人を含む）で、調査期間は2013年10月21日から11月3日（オフライン調査は2013年12月9日から12月24日）に行われた。調査項目はフェイス項目、医療的措置／性別変更、カミングアウト、恋愛／家族、社会的環境、オン／オフラインコミュニティ、健康／老後、社会／政治とで構成されている。また、深層インタビュー調査（Individual Depth Interview）ではバイセクシュアル、非手術トランスジェンダー、インターセックス、非首都圏居住者、専門職従事者など18名を個別的にインタビューした。

大学の性的少数者団体の連合体である「キューブ」は、2014年大学性的少数者団体の連合体として発足した。現在「キューブ」にはソウル大学、西江（ソガン）大、梨花（イファ）女子大学、KAISTなど全国18大学の性的少数者のサークルが参加している。「キューブ」は2012年に国立国語院の愛の定義が「ある相手の魅力にひかれて熱烈に想ったり好きになる心」から異性愛中心に変わったのをきっかけに結成された。かれらは、互いの活動をベンチマーキングして校内の性的少数者への嫌悪活動等について共同で対応するなど、活発な活動を続けている⁽²⁰⁾。

2013年には、韓国で初めて同性愛者の結婚式が開かれた。その主人公は映画監督であるキムゾ・グァンスである。結婚式は2013年9月7日ソウル清溪川広通橋で行われた。結婚式のための舞台を設置していたところ、2人の結婚に反対するキリスト教団体会員たちが会場を占拠する事件となった。広通橋にキリスト教信者たちが訪れ、賛美歌を歌うなど、会場を占拠して舞台や音響機器の設置を妨害した⁽²¹⁾。キムゾ・グァンスとそのパートナーはソウル特別市の西大門区役所に婚姻届を提出したが、民法上同性結婚は婚姻として認められないという理由で、婚姻届の受理が拒否された。そのため、キムゾ・グァンスカップルは民法のどこにも同性間の婚姻禁止条項がないと主張して、2014年5月西部地裁に不服申請の申し立てを行った⁽²²⁾。キムゾの弁護人団にはクイア文化フェスティバル組織委員会、訴訟代理人だったジャン・ソヨン弁護士などが参加した。ジャン弁護士は、パク・ウォンスン（朴元淳）ソウル特別市市長が2003年「同性愛者など少数者の人権に対する公益訴訟を展開する」という目的で設立した「公益人権法財団共感」に所属しており、現在ソウル特別市人権委員として活動している。この訴訟に対して、「公教育建て直しの保護者連合」、「真の教育広場の母の会」、「全国の父兄団体連合」、「正しい教師連合」などの16市民団体が2015年7月21日、ソウル西部地裁前で同性婚に反対するデモを行った。その他にも「韓国教会同性愛対策委員会」と「キリスト教大韓監理会」などのいくつかの団体が同性婚に反対する嘆願書を提出した⁽²³⁾。

ソウル特別市城北区では2013年青少年性的少数者のための支援センターの設立が住民参加型事業の一つに選定され、5,900万ウォンの予算を確保した。その事業では鬱、自殺企図、同性愛嫌悪

と暴力に苦しんでいる青少年性的少数者の相談や教師、親、相談員らに必要な相談マニュアルを制作・配布することを計画していた。しかし、2014年9月には城北区の保守的キリスト教の反発によって区は「青少年性的少数者の実態調査および認識改善事業」に事業を変更したが、結局それでも反発にあい事業予算が否認された(NEWSIS、2015年1月6日)。

ソウル特別市は、2014年ソウル市民が参加して人権憲章を制定すると発表した。ソウル市民の人権憲章はソウル市民が差別を受けず、享受する権利について規定する宣言文である。パク市長の公約で始まったこの事業は、発表予定日であった世界人権宣言日を前に性的少数者差別禁止条項が含まれているという理由で見送られた。反対する「キリスト教連合」は「現在我が国も同性愛が早い速度で拡散して、この10年間、青少年のエイズ患者が10倍に増加しており、このうち57%が同性愛によるものである」とし、「エイズ患者の約70%は同性愛により感染されたものであり、エイズが今のように急増するなら、全国民は遠からず深刻な税金爆弾を迎えることになるだろう」と主張した。

反対連合のイ・ヨンヒ(李龍熙)共同代表は「喫煙者が非喫煙者に比べて肺癌にかかる確率が20倍なら、同性愛者がエイズにかかる確率は200倍」であるとして、「同性愛者のための真の人権保護は同性愛合法化憲章を廃棄して治療と回復を支援することである」と話した⁽²⁴⁾。これに対し、性的少数者団体はソウル市庁のロビーを占拠し6日間の座り込みを行った。座り込みの目的はパク市長が性的少数者らとの面談に応じること、人権憲章制定の過程での問題について謝罪すること、そして人権憲章の宣言、制定の過程で起きた嫌悪暴力について厳しく対応することを確認することであった。その中で面談と憲章制定の過程の問題点について謝罪を受けた。嫌悪暴力と今後の対策についてはこれから具体的に模索するという約束を受けて6日ぶりに座り込みを終えた⁽²⁵⁾。

<表1>性的少数者による社会運動の動き

1910年	日本による植民地期		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1910年 韓日併合条約 ・ 1919年 3・1 独立運動, 大韓民国臨時政府樹立
1920年			<ul style="list-style-type: none"> ・ 1927年 同性愛を扱った新聞記事登場(同性愛による自殺、殺害に関連する記事が4件)
1945年	米軍政期		
1948年	李承晩政権(1948～1960)	初代政権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1948年8月 15日 大韓民国政府樹立
1960年	朴正熙政権(1961～1979)	軍事政権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1960年代: 明洞のドンミョン劇場周辺、乙支路に「アダム」をはじめ親睦中心のゲイバーの登場 ・ 1961年 5月 16日 朴正熙による 5・16 軍事クーデター、政権掌握 ・ 1965年: 女運会(女子タクシー運転手会)
1970年			<ul style="list-style-type: none"> ・ 1974年: 明洞に女性専用のバー「シャネル」登場 ・ 1979年 10月 16日 釜山大学の学生らのデモで釜馬(プマ)抗争開始(維新体制に反対する民主化運動) ・ 1979年10月26日 朴正熙大統領暗殺により逝去
1980年			<ul style="list-style-type: none"> ・ 1980年5月 18日 5・18 光州民主化運動 ・ 1980年: イテウォンを中心としてレズビアンコミュニティが活性化される。 ・ 1987年 6月 民主抗争
1990年	全斗煥政権(1980～1988)	民主政権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1991年: 在韓外国人レズビアン組織であるサップフォー誕生 ・ 1991年: SBS<それが知りたい>「ゲイ性の二つの顔」放送 ・ 1993年: 韓国最初の同性愛団体であるチョドンヘ(草同会)誕生 ・ 1994年2月: 韓国ゲイ人権運動団体チングサイ(友達同士)結成 ・ 1994年11月: 韓国女性同性愛者人権運動組織であるキリキリ(仲間同士)結成 ・ 1995年4月: 韓国初の大学組織である延世大学のカムトゥギャザー(come together)結成 ・ 1995年6月: 大学を中心に活動していた団体が集まって韓国同性愛者人権運動協議会を結成 ・ 1997年7月: レズビアン雑誌ニアカ創刊 ・ 1998年2月: <BUDDY>という韓国初の同性愛の専門雑誌創刊(正式に出版され全国の書店で販売) ・ 1998年: 第1回クィア映画祭
	盧泰愚政権(1988～1993)		
	金泳三政権(1993～1998)		
2000年	金大中政権(1998～2003)	民主政権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2000年: 芸能人ホン・ソクチョン、カミングアウト ・ 2000年: クィア文化祭、大学路で開催 ・ 2001年: トランスジェンダー芸能人ハ・リスのカミングアウト ・ 2001年5月: 国家人権委員会法制定(性的指向による差別を禁止している) ・ 2005年: 国家人権委員会、人権状況実態研究所委託報告書 ・ 2006年: 性別変更制度(トランスジェンダーの性別変更が可能) ・ 2007年: 人権団体の連合会のムジゲヘンドン発足 ・ 2010年10月: 京畿道学生人権条例 ・ 2011年8月: 基礎自治体レベルの光明市市民人権条例 ・ 2011年8月: 性的指向・性別アイデンティティ(SOGI)法政策研究会設立 ・ 2011年10月: 光州広域市学生人権保障および増進に関する条例 ・ 2012年1月: ソウル市学生人権条例 ・ 2012年9月: ソウル市人権基本条例 ・ 2012年11月: ソウル市子ども・青少年人権条例 ・ 2013年7月: 全羅北道学生人権条例 ・ 2013年8月: 果川市性平等基本条例 ・ 2013年9月: キムソ・グァンスの公開同性結婚式 ・ 2014年: 韓国のLGBTI人権現況に関する報告 ・ 2014年: 韓国LGBTIコミュニティ社会的欲求調査 ・ 2014年: 大学性的少数者団体の連合会キューブ発足
	盧武鉉政権(2003～2008)		
	李明博政権(2008～2013)		

参考資料: ハン・チェユン&韓国性的少数者文化人権センター(2011)「韓国レズビアンコミュニティの歴史」、韓国ゲイ人権運動団体「チングサイ」(2011)「チングサイと韓国のゲイ人権運動」

まとめにかえて

韓国では、1950年代には同性愛者による活動が見られるようになったが、かれらは人目に付かないように暗い劇場で集まった。1960年代には多くのゲイ・バーが登場し、同性愛者たちのアジトとなった。1970年代になると女子タクシー運転士の会として、レズビアン共同の場である「ヨウンヘ」が結成された。それは、1980年代に見られるレズビアン・コミュニティとは違う性格を

持っていた。「ヨウンヘ」が経済的自立と再生産を含んだ共同体的な家族主義を目指したのに対して、1980年代に現れた梨泰院のレズビアン・コミュニティはそのような方向をとらなかった。それまで親睦中心だった性的少数者のコミュニティに大きな変化がみられたのは1990年代に入ってからである。

1990年代は性的少数者問題が社会問題として可視化され始めた時期であり、何人かの大学生によるカミングアウトが行われた時期でもある。今まで人目に付かないところで活動してきた性的少数者たちが1990年代には単なる親睦のための団体ではなく社会変革のための団体を結成し組織化を図るようになった。「チョドンヘ」の結成をきっかけに韓国の社会において本格的に性的少数者自身による社会運動が始まった。また、今まで性的少数者の団体の会員が低所得層や貧困層であったのに比べて1990年代には大学生を中心に行われていた。つまり、知的かつ文化的で、エリート的な性格を帯びていた。社会運動の活動家としての当事者の主体的な関わりが見られるようになる。

1997年にはオフライン活動に加えてオンラインによる活動も多く見られるようになった。1997年から2000年まで性的少数者に関する雑誌の創刊やクィア映画祭、クィア文化祭、芸能人によるカミングアウトなど性的少数者の文化的な要素を通して仲間同士の広がりや外部の社会への働きかけが行われた。

2000年代になると性的少数者による人権擁護のための施策化のための活動が行われるようになった。2001年には国家人権委員法が制定され、韓国で性的少数者を保護する法的な基盤が形成された。2005年には国家機関による初めての性的少数者の基礎人権現況に関する調査も行われた。また、地方自治体レベルでも性的少数者の人権と関連する条例が制定されるようになった。

1990年代に比べると制度的には大きな進展が見られるように思われるが、いまだ解決できていない問題と様々な場での差別は起きている。2007年差別禁止法案は宗教界の反発により白紙化された。だが、この反対をきっかけに2007年11月5日に性的少数者差別反対「ムジゲヘンドン」という当事者による人権団体の連合体が結成された。以上のように、韓国社会における社会的認識が厳しい状況の中で、性的少数者が自分たちの権利を確立してくるためには、時代ごとにその担い手が存在し、自らの生に関わる課題に対峙して当事者の組織を形成し、今日では多くの当事者が活動家としてその活動に参加している。性的少数者たちが韓国社会において自分たちの市民権を確立していくためには、当事者の立場から社会への働きかけを続けながら着実に一步一步積み重ねていく必要がある。

注

(1) The hankyoreh Japan 2015年5月7日「韓国法務部、性的少数者人権財団の設立申請を不許可」

<http://japan.hani.co.kr/arti/politics/20575.html> 2015年8月10日閲覧

(2) Lawissue 2014年10月15日「国内初の性的少数者のための財団『雨上がりの虹財団』発足」

- <http://www.lawissue.co.kr/news/articleView.html?idxno=18447> 2015年8月10日閲覧
- (3) Ohmy News 2014年11月5日「子供の性アイデンティティを知った母がした仕事」
http://www.ohmynews.com/NWS_Web/View/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0002048720 2015年8月10日閲覧
- (4) Ohmy News 2015年2月17日「『公序良俗』に阻害されて…『人権都市』ソウル特別市冷遇」
http://www.ohmynews.com/NWS_Web/View/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0002082735 2015年8月10日閲覧
- (5) The kyunghyang shinmun 2015年6月28日「性少数者の祭りクィアパレード開催主催側3万人参加の予想」
http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=201506281428041&code=940100 2015年8月16日閲覧
- (6) 韓国でもっとも歴史があり発行部数も最大である「朝鮮日報」のデータベースでは、キーワードとして対象とした用語に関して古い時代のものがあまり見られなかったので東亜日報を用いた。
- (7) 1995年に「KBS大学お笑いコンテスト」でデビュー、ドラマ、演劇、ミュージカルに出演した。2000年9月、コミングアウトして話題になった。
- (8) 大韓民国の最初の性転換芸能人である。広告モデルで知られ、映画俳優、歌手など様々な分野で活動している。
- (9) ヨウンへの結成時期をめぐっては1960年後半と主張する研究もある。例えば、Kwon Kim&Cho (2011)、ハン (2011) などがある。
- (10) メディアイルダidaro.com 2006年5月3日「韓国70年代レズビアン会の証言、発掘され」
<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=007&aid=0000001557> 2015年8月16日閲覧
- (11) 朝鮮日報 1995年6月27日「同性愛者人権協結成一チングなど4団体の会員100人」 2015年8月19日閲覧
- (12) ポリッザルは、ソウルを始め全国にあるゲイ業者から広報費をとって運営していたためかなり収益が多かった反面で、『ニアカ』は後援を依頼するようなレズビアン業者の数が限られていたために廃刊することになったという。
メディアイルダidaro.com 2010年4月28日「風来者 雑門家」
http://www.ildaro.com/sub_read.html?uid=5282§ion=sc5 2015年8月21日閲覧
- (13) ハンギョレ 1999年7月30日「同性愛を卑下する内容の教科書 削除を」
<http://newslibrary.naver.com/viewer/index.nhn?articleId=1999073000289113004&edtNo=6&printCount=1&publishDate=1999-07-30&officeId=00028&pageNo=13&printNo=3568&publishType=00010> 2015年8月21日閲覧
- (14) デイリーノークットニュース 2012年4月2日「光明市、自治団体初の人権センター開所」
<http://www.nocutnews.co.kr/news/4249983> 2015年8月21日閲覧
- (15) 江原希望新聞 2013年3月17日「学校人権条例制定の白紙化」
http://www.chamhope.com/news/skin/board/239_board/print.skin.php?type=print&bo_table=news&wr_id=4186
2015年8月21日閲覧
- (16) News1 2015年8月5日「江原道学校人権条例制定 9月再び推進…反対団体 反発」
<http://news1.kr/articles/?2362750> 2015年8月21日閲覧
- (17) 国民日報 2013年3月12日「同性愛に反対する説教を処罰する法 ダメ!! …教会 非常対策委員会、国会で係争中の差別禁止法案反対記者会見」
<http://news.kmib.co.kr/article/view.asp?arcid=0006979562&code=23111111> 2015年8月21日閲覧

- (18) イバン (iban) とは、韓国のゲイとレズビアンコミュニティで同性愛者がかれら自身を指す言葉として使われている。
- (19) 10代のイバン女性に対して行う街頭移動相談プロジェクトである。主に新村公園の内部での10代の女性イバンによる文化づくりを探索し、記録し残す作業をした。新村公園で3~7月まで毎週日曜日ごとに午後2~6時(後には午後5~8時に変更)までごみを敷いて相談を中心に様々なプロジェクトを進行した。相談内容は主に性アイデンティティ、恋愛、進路、セックスなどに関連することであった。
- (20) 韓国日報 2014年10月22日「大学街に性少数者の声が高くなった」
<http://www.hankookilbo.com/v/0b5cdc33e1944ab0b48a357edea01319> 2015年8月28日閲覧
- (21) Starnews 2013年9月7日「キリスト教団体 キムゾ・グァンス 結婚式場 乱入 一段落…正常進行中」
<http://star.mt.co.kr/view/stview.php?no=2013090714492518826&type=1&outlink=1> 2015年8月22日閲覧
- (22) メディアペン 2015年7月12日「キムゾ・グァンスカップル初の同性結婚裁判を控えて賛成・反対嘆願書続く」
<http://www.mediapen.com/news/articleView.html?idxno=83370> 2015年8月28日閲覧
- (23) 国民日報 2015年7月22日「国内初の同性結婚訴訟に対する反対デモ・嘆願続き、…キムゾ・グァンス氏の訴訟めぐり、市民団体の裁判所前のデモ」
<http://news.kmb.co.kr/article/view.asp?arcid=0923169857&code=23111111&cp=nv> 2015年8月28日閲覧
- (24) Newsis 2014年11月17日「キリスト教団体 ソウル市の同性愛憲章の合法化に反対」
http://www.newsis.com/ar_detail/view.html?ar_id=NISX20141117_0013300640&cID=10201&pID=10200 2015年8月28日閲覧
- (25) YTN Radio 2014年12月12日「ソウル市民の人権憲章宣布不発—ソン・チョンユン虹行動執行委員」
http://radio.ytn.co.kr/program/?f=2&id=33265&s_mcd=0201&s_hcd=09 2015年8月28日閲覧

参考文献

- ・韓国ゲイ人権運動団体「チングサイ」ホームページ <http://chingusai.net/xe/main>
- ・조대훈 (2006) 「침묵의 교육과정을 넘어서: 성적 소수자의 인권과 사회과교육」『시민교육연구』 38 (3), pp.211-241 (ゾ・デフン (2006) 「沈黙の教育課程を越えて: セクシュアル・マイノリティの人権と社会科教育」『市民教育研究』 38 (3), pp.211-241)
- ・조여울 (2005) 「국가인권정책기본계획 수립을 위한 성적소수자 인권 기초현황조사」『2005년도 국가인권위원회 인권상황실태 연구용역보고서』 (ゾ・ヨウル (2005) 「国家人権政策基本計画樹立のためのセクシュアル・マイノリティ人権基礎現況調査」『2005年度国家人権委員会人権状況実態研究委託報告書』)
- ・同性愛者人権連帯 ホームページ <http://www.lgbtpride.or.kr/>
- ・한채운 (2011) 「특집 소수자 운동의 새로운 전개 한국 레즈비언 커뮤니티의 역사」『진보평론』 제49호, pp.100-128 (ハン・チュエウン (2011) 「特集 少数者運動の新しい展開 韓国レズビアンコミュニティの歴史」『進歩評論』 第49号, pp.100-128)
- ・한국게이인권운동단체친구사이 (2014) 『한국LGBTI 커뮤니티 사회적 욕구조사 최종보고서』 (韓国ゲイ人権運動団体「チングサイ」(2014) 『韓国LGBTIコミュニティ社会的欲求調査最終報告書』)

- 韓国性的少数者文化人権センター ホームページ <http://www.ksarc.org/>
- 한국여성성적소수자인권모임 끼리끼리 (2004) 「한국 레즈비언 인권운동 10년사」 『진보평론』 제20호, pp.39-68 (韓国女性性的少数者人権団体「끼리끼리」(2004) 「韓国레즈비언人権운동 10년사」 『進歩評論』 第20号, pp.39-68)
- 홀릭 (2010) 「한국성적소수자문화인권센터 스스로 행복해지기 위해 즐거운 싸움을 벌이는 사람들」 『여성이론』 (23), pp.282-296 (ホリック (2010) 「韓国性的少数者文化人権センター 幸せになるために自ら楽しい喧嘩をする人々」 『女性理論』 (23), pp.282-296)
- Hyun-young Kwon Kim and John (Song Pae) Cho (2011) The Korean gay and lesbian movement 1993-2008 : From “identity” and “community” to “human rights”, Gi-Wook Shin and Paul Y. Chang ed. *South Korean Social Movements: From Democracy to Civil Society*, Routledge, pp.206-223
- 뉴시스 (2015년 1월 6일) 「자치구에서도 성소수자 지원 정책 무산 ‘반발」 (NEWSIS (2015年 1月 6日) 「自治区でも性少数者の支援政策白紙化 ‘反発」)
- http://www.newsis.com/ar_detail/view.html?ar_id=NISX20150105_0013394817&cID=10201&pID=10200
- 이병량 (2010) 「한국 성적소수자 인권운동의 전개와 정책적 대응:가설적 논의」 『정부학연구』 16 (2), pp.5-35 (イ・ビョンラン (2010) 「韓国セクシュアル・マイノリティの人権運動の展開と政策の対応:仮説的論議」 『政府学研究』 16 (2), pp.5-35)
- 이・호솔 (1999) 「韓国레즈비언人権運動史」、韓国女性ホットライン連合編 『韓国女性人権運動史』, 図書出版ハヌル=2004, 山下 英愛 訳 『韓国女性人権運動史』 明石書店 世界人権問題叢書51 pp.455-509
- 이송희일 (1998) 「서 있는 사람들」 『Buddy』 3호 (이송·히일 (1998) 「立っている人—劇場の人々」 『Buddy』 3号)
- 뮤지게핸드온 ホーム페이지 <http://lgbtact.org/zbxe/rainbowact>
- 남궁선 (2008) 「성적소수자의 인권형성 과정과 사회복지의 역할 연구」 서울기독교대학교 대학원, 박사논문 (ナム・궁선 (2008) 「性的少数者の人権形成過程と社会福祉の役割研究」 ソウルキリスト教大学大学院, 博士論文)
- 나영정 (2015) 「한국 성소수자 운동과 제도화의 역설」 『진보평론』 63호 pp.228-257 (나·영정 (2015) 「韓国性少数者の運動と制度化の逆説」 『進歩評論』 63号 pp.228-257)
- 서동진 (1996) 「근대자본주의 사회에서 동성애 정체성의 사회구성에 관한 연구」 연세대학교대학원, 석사논문 (서·동진 (1996) 「近代資本主義社会における同性愛アイデンティティの社会的形成に関する研究」 延世大学大学院, 修士論文)
- 서동진 (2005) 「인권, 시민권 그리고 섹슈얼리티—경제와 사회」 『경제와 사회』 pp.66-87 (서·동진 (2005) 「인권, 시민권そしてセクシュアリティ—経済と社会」 『経済と社会』 pp.66-87)
- SOGI법정책연구회 (2013) 「기획연재 공익인권활동 (2) 『성적지향·성별정체성법정책연구회』 소개」 『법과 사회』 제45호, pp.455-460 (SOGI法政策研究会 (2013) 「企画連載 公益人権活動 (2) 『性的指向・性別アイデンティティ法政策研究会』 紹介」 『法と社会』 第45号, pp.455-460)
- SOGI 법정책연구회 (2014) 「한국의 LGBTI 인권현황 2013 성적지향 성별정체성 법정책연구회 연간보고서」 (SOGI法政策研究会 (2014) 「韓국의 LGBTI 인권현황 2013性的指向・性別アイデンティティ法政策研究会年間報告書」)
- 서울특별시교육청 (2012) 「서울특별시 학생인권조례」 해설서 pp.17-18 (ソウル特別市教育庁 (2012) 「ソウル特別市学生人権条例」 解説書 pp.17-18)

執筆分担

柳姫希：はじめに、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、まとめにかえて

三本松政之：はじめに